

# 業務部速報

No. 35

発行 17. 12. 1

JR東労組 業務部

## 申10号 エルダー組合員の労働条件を向上させ働きがいを持つ制度の確立を求める申し入れ その2 No. 3

第9項 エルダー組合員の「雇用先決定」においては、労働条件の説明を丁寧におこなうこと。また、本人希望と相違がある場合は再面談をおこなうこと。

### 会社の認識

- ・今次交渉の整理がつき次第、説明は急ぎ進めていきたい。
- ・来年度対象者に関しては特に余裕がないため就労条件の提案もしていきたい。
- ・2年ほど前から、受け入れ先以上に退職者数が多い状況が続いている。全ての方において、相思相愛の結果になるとは限らない。そこは受け止めていただきたい。
- ・マッチングは非常に難しいうえに、支社によって就業条件の提示方法が違っている。
- ・同職場から、同じ箇所の希望が重なれば、早く出る方から進めていくことになるが、それぞれの事情や受け入れ先の都合もからみ、前後する可能性は否定できない。
- ・スケジュールがタイトでも、雑な扱いや事務的な対応とらないようにしていく。

### 組合の主張

- ・労働条件や雇用先の提示において、人間味のない対応が過去に行われた。
- ・事案①：午前中に就業先を提示され、検討させてくれと答えたら、午後には事実上エルダーを辞退する同意書の提出を求められた。
- ・事案②：一つの職場から、同じ出向先の希望者が二人いた。先に退職を迎える人の希望は叶わず、後からの人が希望通りになり、人間関係が悪化した。
- ・事案③：若年で出向すれば、そのまま希望先でエルダーになれる。(利益誘導)
- ・エルダーになる人に対して、納得感が得られず公平感もない。非常に冷たい対応と言わざるをえない。退職勧奨と受け取った組合員もいる。

- ①事務的な取扱いほしない。 ②丁寧に对应し本人の納得感が得られるようにする。  
③本人希望が叶えられるように最大限の努力をする。合意に向けた努力をすることを確認!

第10項 会社は、エルダー社員就業規則第3章第6条第1項を「会社は、エルダー社員に原則として会社における勤務を命ずる。」に改訂すること。

### 会社の認識

- ・この間、雇用の確保はエルダーで行ってきた。その根幹は変わらないため今のところ、提起されているように変更する考えはない。
- ・10年後にはエルダーも減少する。施策をかなりのスピードで進めていく必要もある。
- ・エルダーの考え方については大きく変わらないが、企業の永続的な成長と、雇用の安定を追求していく。ひとり一人の成長が企業の成長となる。そういう施策にしていきたい。

### 組合の主張

- ・エルダーはプロパーへの教育が主たる任務である。出向先での労働力という意味ではなかった。状況が変わってくるのであれば条文も変更すべきだ。
- ・65歳定年制はほしない、原則出向も改めない、施策は進めたい、これでは施策ありきの考え方としか受け止められない。
- ・就業規則改訂の段階で再度議論する。就業規則改訂は継続議論とすることを確認!

提案から6ヶ月に及ぶ会社との議論に区切り!  
労働条件改善についての検討事項について  
会社は早急に私たちの思いに応えるべきだ!!